

教員免許特例法にもとづく「介護等の体験」 社会福祉施設等受入調整事業実施要綱（改正後）

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会

1. 設 置

本要綱は、沖縄県介護等体験実施要領（平成 10 年 6 月 30 日教育長決裁）第 14 条に基づき、社会福祉施設等における体験に関する事項について、これを定める。

2. 趣 旨

教員が、個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性に鑑み、教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から、当面、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者に、社会福祉施設や老人保健施設等（以下「社会福祉施設等」という。）での「介護等の体験」を行わせる措置を講ずることになったため、沖縄県内の社会福祉施設等での受入調整を沖縄県社会福祉協議会（以下「沖縄県社協」という。）が担うことにより、「介護等の体験」の円滑な推進を図ることを目的とする。

3. 関係法令等

- ①「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」等の施行について（厚生省社会・援護局長通知、平成 9 年 12 月 18 日）
- ②「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成 9 年法律第 90 号、平成 9 年 6 月 18 日）
- ③「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則」（平成 9 年文部省令第 40 号、平成 9 年 11 月 26 日）
- ④「文部省告示第 187 号」（平成 9 年 11 月 26 日）
- ⑤「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」（文部省事務次官通達、平成 9 年 11 月 26 日）
- ⑥「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律の施行について（依頼）」（文部省教育助成局教職員課長通知、平成 9 年 12 月 3 日）
- ⑦「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令等の施行について（通知）」（4 文科教第 1638 号、令和 5 年 2 月 28 日）

4. 施行及び適用

平成 10 年 4 月 1 日から施行、平成 10 年度大学入学者等から適用

5. 制度の対象者

小学校及び中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする者

6. 「介護等の体験」の内容等

(1) 「介護等の体験」の内容

法第2条第1項において「障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験（介護等の体験）」と規定されており、介護、介助のほか、障害者等の話相手、散歩の付き添い等の体験、あるいは掃除や洗濯のように高齢者等と直接接することはないが、受入施設の職員に必要とされる業務の補助等も含む幅広いものとする。

(2) 「介護等の体験」の実施施設

①社会福祉施設

保育所を除く社会福祉施設

②その他の施設（老人保健施設、指定国立療養所等）

③特別支援学校

(3) 「介護等の体験」の時期及び期間

18歳に達した後の相当期間（7日以上。うち社会福祉施設は5日間を目途）

7. 実施主体 社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会

（特別支援学校を除く社会福祉施設等の受入調整窓口）

8. 沖縄県社会福祉協議会の主な調整業務

(1) 大学等からの「申込書」の受付

①「介護等の体験」の申し込みにあたっては、あらかじめ大学等において学生からの希望をとりまとめ、大学等で一括して申し込むものとする。

②大学等は、学生からの希望をとりまとめるにあたっては、5日間連続とし、特定の時期に集中することのないよう、あらかじめ年間を通して調整する。

③学生が社会福祉施設等または沖縄県社会福祉協議会に直接申し込んだ場合は、大学等に連絡し、上記①～②と同様の手続きを経る。

(2) 社会福祉施設等からの「年間受入計画書」の受付

①沖縄県社協は、管内の社会福祉施設等に「年間受入計画書」の提出を依頼する。

②社会福祉施設等から提出された「年間受入計画書」に基づき、調整作業に備える。

(3) 調整、通知事務

大学等の「申込書」と社会福祉施設等の「年間受入計画書」をもとに調整を行い、結果は、大学等と社会福祉施設等に通知する。

なお、調整にあたっては、学生の利便性をも考慮し、当面①時期、②地域、③施設種別等をもとに調整を行う。

(4) 大学等への年間体験状況の報告

年度末に、大学等に対し、学生の年間体験状況の報告を行う。

(5) 基本台帳の作成、保管

大学等からの申し込みのあった学生については、「基本台帳」を作成し、一定期間保管する。

9. 社会福祉施設等の主な業務

(1) 「年間受入計画書」の作成

社会福祉施設等は、沖縄県社会福祉協議会からの依頼により「年間受入計画書」を作成し、沖縄県社協に送付する。

(2) 「介護等の体験」の内容

「介護等の体験」は、学生の希望や社会福祉施設等の事情に応じ、以下に例示するような無理のない内容とする。なお、社会福祉施設等の敷地外で社会福祉施設等が主催する行事等についても「介護等の体験」の範囲に含む。

- ①高齢者、障害者及び児童に対する介護、介助
- ②高齢者、障害者及び児童の話相手
- ③散歩の付き添いなどの交流等の体験
- ④レクリエーションや運動会等の行事の手助け
- ⑤掃除や洗濯といった、障害者等と直接接するわけではないが、受け入れる社会福祉施設等の職員に必要とされる業務の補助など

(3) 「介護等の体験」の時間

「介護等の体験」の一日あたりの時間は、6～8時間程度とする。

(4) 「証明書」の発行

「介護等の体験」を受け入れた社会福祉施設等の長は、「介護等の体験」を終了したことを証明するため、所定の証明書に施設長名を記入・捺印した上、これを発行する。

(5) 「介護等の体験」終了報告の提出

「介護等の体験」を終了した後、当該社会福祉施設等の長は、「介護等の体験」を終了した旨の報告を沖縄県社協に行う。

10. 教員養成に係る大学等の主な業務

(1) 学生からの「申込書」の受付

大学等は、学内の学生から「介護等の体験」を受けたい旨の希望を聴取し、希望する学生については、本人から「申込書」の提出を求める。

(2) 「申込書」の取りまとめ・送付

大学等は、学生から提出のあった「申込書」を取りまとめ、沖縄県社協に送付する。

(3) 学生に対するオリエンテーション等での指導

大学等は、当該学生に、オリエンテーション等を通じ「介護等の体験」実施のための指導と援助を行う。特に「申込書」に記載した希望と決定事項が異なる場合が予想されるため、あらかじめ学生にはその旨を理解できるよう十分に説明を行う。

11. 「介護等の体験」の費用

- (1) 社会福祉施設等での「介護等の体験」に要する費用は、あらかじめ大学等において徴収し、申し込み時に大学等から沖縄県社協の指定する銀行口座に一括して払い込むものとする。

沖縄県社協に支払う「介護等の体験」の費用は、学生一人につき1日1,500円とする。

- (2) 社会福祉施設等への「介護等の体験」に要する費用は、上記(1)の学生一人につき1日1,500円の内1,000円とし、社会福祉施設等から「介護等の体験」終了の報告があった後、沖縄県社協から当該社会福祉施設等の指定する銀行口座に一括して払い込むものとする。

12. 「介護等の体験」に伴う事故等への対応

- (1) 保険の対応

「介護等の体験」に伴い想定される事故等に対応した保険については、派遣する大学等で対応する。

- (2) 健康管理等

①学生は、「介護等の体験」を行うにあたり、利用者等の健康管理のため、健康診断書（当該年度）の写しを社会福祉施設等に提出するものとする。

②社会福祉施設等の利用者のプライバシーや感染症への対応については、大学等や社会福祉施設等で実施するオリエンテーション時に十分な指導を行う。

13. 他の社会福祉実習との関係

社会福祉施設等において行われた介護福祉士、社会福祉士等他の資格を取得するための実習等についても、介護等体験の内容に相当するものとして受入施設の長が判断すれば証明書の交付は可能とする。

ただし、介護等体験の受入施設とされている施設において行われたものに限る。

14. その他留意事項

- (1) 派遣学生人員等の調整

大学等において「介護等の体験」を希望する学生を取りまとめるにあたっては、年次ごとの段階的かつ計画的な実施が図られるよう、派遣の対象となる学生の学年を指定する等、学生の派遣人員が年度により大幅に変動することのないよう調整すること。

- (2) 手続き要領等

「介護等の体験」の実施及び手続きについては、本実施要綱に定めるものの他、別に規定する「介護等の体験受入調整事務手続き要領」に従い、行うものとする。